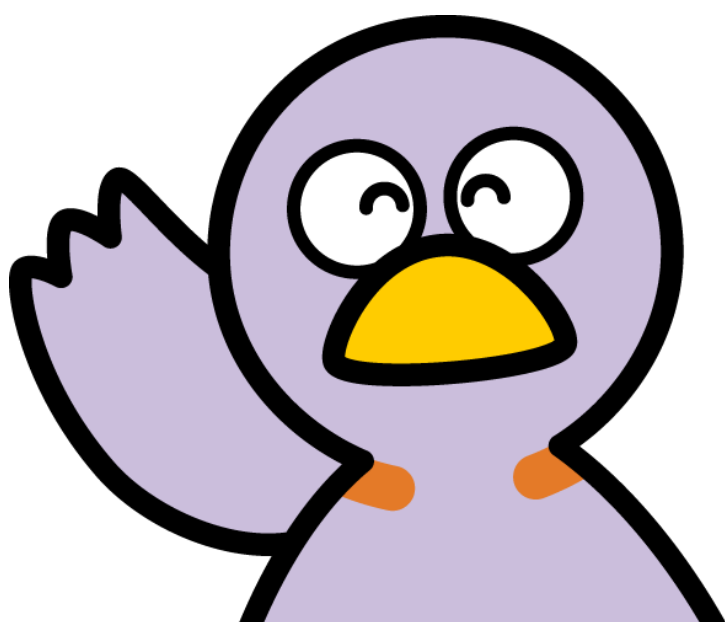


# 免税軽油使用者の 手引 (一般用)



埼玉県マスコットキャラクター「コバトン」

令和7年4月  
埼玉県

## 目次

|     |                                                                                                                            |    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第 1 | はじめに                                                                                                                       | 1  |
| 第 2 | 免税軽油使用者になるためには                                                                                                             | 2  |
| 1   | 免税対象事業（資格）・用途                                                                                                              | 2  |
| 2   | その他の要件（不交付事由）                                                                                                              | 4  |
| 3   | 免税軽油使用者証の申請手続                                                                                                              | 5  |
| 第 3 | 免税証の交付を受けるためには                                                                                                             | 13 |
| 1   | 免税証の交付までの手続                                                                                                                | 13 |
| 2   | 免税証の交付後の手続                                                                                                                 | 16 |
| 第 4 | 免税証で免税軽油を購入するには（免税証の使用・保管）                                                                                                 | 17 |
| 1   | 免税軽油使用者証と免税証の管理                                                                                                            | 17 |
| 2   | 免税証の使用の留意点                                                                                                                 | 17 |
| 3   | 免税証に記載されていない販売業者からの購入                                                                                                      | 17 |
| 4   | 免税軽油を購入・使用した証拠書類の保管                                                                                                        | 19 |
| 5   | 免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合                                                                                                        | 19 |
| 第 5 | 免税軽油使用者の状況・免税機械が変わったら                                                                                                      | 20 |
| 1   | 免税軽油使用者証の書換申請                                                                                                              | 20 |
| 2   | 免税軽油使用者に相続、合併等が生じた場合の取扱い                                                                                                   | 23 |
| 第 6 | 免税軽油を引き取った・使用したとき                                                                                                          | 24 |
| 1   | 免税軽油の引取り等に係る報告                                                                                                             | 24 |
| 第 7 | 免税証・免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき                                                                                                   | 31 |
| 1   | 免税証の返納                                                                                                                     | 31 |
| 2   | 免税軽油使用者証の返納                                                                                                                | 31 |
| 第 8 | 免税軽油使用者等に対する課税・罰則があります                                                                                                     | 36 |
| 1   | 軽油引取税が課税される場合                                                                                                              | 36 |
| 2   | 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令                                                                                                         | 36 |
| 3   | 免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則                                                                                                         | 37 |
| 資料  | 免税軽油の各種手続一覧                                                                                                                | 39 |
|     | 免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途                                                                                                      | 40 |
|     | 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類                                                                                                      | 44 |
|     | ＜業種別＞<br>鉄道・軌道事業、林業、素材生産業、セメント製品製造業、<br>生コンクリート製造業、鉱物の掘採事業、とび・土工事業、<br>倉庫業、貨物利用運送事業、廃棄物処理事業、木材加工業、<br>木材市場業、バークたい肥製造業、索道事業 |    |
|     | 軽油引取税を所管する県税事務所のご案内                                                                                                        | 58 |

本文中特にことわりのない限り、以下の内容を表します。

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

## 第1 はじめに

軽油を使用する場合、いかなる用途に使用するかに関わらず、原則として、軽油引取税が課税されています。

しかし、国の政策的配慮等の観点から、特定の機械の動力源の用途など、法令に定められた用途に使用する軽油は、軽油引取税の免税を受けることができます。

この手引は免税軽油の使用を希望される方や既に免税軽油使用者となっている方を対象に一連の手続や申請・報告等の留意事項をまとめたものです。（※農業用・船舶用については、別の手引を御参照ください。）

埼玉県では、免税制度を適正かつ厳格に運用してまいります。

免税軽油使用者の皆様には、御協力くださるようお願いいたします。

### 【手続のあらまし】

免税軽油を使用するには、県が使用者として認定したことを証する「免税軽油使用者証」の交付申請と、実際に免税軽油を購入する際に使用する「免税証」の交付申請の2種類の手続を行います。

#### 免税軽油使用者証

##### ① 申請書を提出

↓ 県税事務所の審査

2 ページ～  
免税軽油使用者  
になるためには

##### ② 「免税軽油使用者証」の受領

有効期間 3年以内  
(最長で令和9年3月31日まで)

免税軽油使用者証の  
有効期間内は  
免税証の継続申請が可能

##### ③ 返納

31 ページ～  
有効期間が満了したとき

#### 免 税 証

##### ① 申請書を提出

↓ 県税事務所の審査

13 ページ～  
免税証の交付を  
受けるためには

##### ② 「免税証」の受領

↓ 有効期間 6 か月・1 年以内で県税事務  
所長が定める期間

##### ③ 免税軽油を購入

##### ④ 免税軽油の使用

17 ページ～  
免税証で免税  
軽油を購入  
するには  
(免税証の使  
用・保管)

##### ⑤ 実績報告、返納

24 ページ、31 ページ  
免税軽油を引き取った・使用したとき、  
有効期間が満了したとき

## 第2 免税軽油使用者になるためには

### 1 免税対象事業(資格)・用途

免税の適用を受けるためには、次の①・②に該当している必要があります。免税軽油使用者証交付申請の手続の中で、その事業に関する法令の許可や登録、実際の事業の状況、機械の所有又は稼働の状況などを確認することにより、その当否を判断しています。

- ① 免税の対象となる事業に該当しているか? … 事業の主体
- ② 免税の対象となる用途に軽油を使用するか? … 免税用途

◎ 道路運送車両法第4条の登録を受け「ナンバープレート」を付けている機械は、免税の対象機械となりません。

【主な事業と用途】 ※他の業種は資料[40～43ページ]を御参照ください。

| 免税軽油使用者（事業の主体）                                                                                                                                                              | 免 税 用 途                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                        | <p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>         |
| <p>8 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                              | <p>削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。以下同じ。）の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p> |
| <p>9 とび・土工工事業で総務省令で定めるもの（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項<br/>規則附則第4条の7第4項</p> | <p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>                           |

| 免税軽油使用者（事業の主体）                                                                                                                                                            | 免 税 用 途                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>16 木材加工業で総務省令で定めるもの（一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項<br/>規則附則第4条の7第7項</p> | <p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p> |

### ＜事前相談のお願い＞

埼玉県では、新たに免税軽油使用者となる希望のある方に、軽油引取税を所管する県税事務所[58 ページ参照]の窓口で事前の御相談をお願いしています。

事前相談では、免税の要件に該当するかを確認するため、申請前に事業内容の資料確認や現地調査等を行います。

要件に該当する場合には、申請に必要な書類等について説明し、書類をお渡しします。

免税制度を適正に運用するため、御協力をお願いします。

#### ○ 申請・報告の代理は税理士・弁護士以外できません。

免税軽油に関する申請書・報告書等の作成は税理士法第2条の「税務書類の作成」に該当し、申請等の代理をする業務は同条の「税務代理」に該当するものです。

「税務書類の作成」や「税務代理」などの税理士業務は、税理士法第52条により、税理士や弁護士以外はできないものです。

埼玉県では、資格を有しない方による申請・報告の代理（委任の有無は問いません）については受け付けませんのでご承知おきください。

## 2 その他の要件（不交付事由）

免税の適用を受けるためには、前ページに記載した営む事業と軽油の用途が法令に規定する免税の対象に該当していることのほか、次の要件を満たしていなければなりません。→施行令第43条の15第15項

### 【要件】

- 1 過去に免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受けたことがある場合には、その日から2年を経過していること。
- 2 国税又は地方税の滞納処分を受けたことがある場合には、その滞納処分の日から起算して2年を経過していること。

〔 ※「滞納処分の日から起算して」とは、滞納処分の解除日の前日を起算日として算定します。 〕

- 3 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第157条第1項、関税法第146条第1項（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していること。
- 4 法人である場合には、その役員（監査役も含む）のいずれもが上記3項目の要件を満たしていること。
- 5 免税軽油使用者証を交付することについて、軽油引取税の取締り又は保全上特に懸念される事項がないこと。

### 3 免税軽油使用者証の申請手続

免税軽油を購入するには、軽油を免税の用途に使用することができる者であることを、あらかじめ県から認定を受けなければなりません。

県がこの認定を行ったことを証するために交付する書面のことを「免税軽油使用者証」、免税軽油使用者証の交付を受けた者のことを「免税軽油使用者」といいます。

#### (1) 申請書類

申請に必要な書類は、免税を受ける業種ごとに異なります。

詳しくは「免税証等交付申請に必要な書類」[44～57 ページ]を御参照ください。

ア 「免税軽油使用者証交付申請書」[記載例：6 ページ]

イ 誓約書

「免税軽油使用者証及び免税証の不交付事由」に該当しない旨を誓約するものです。[記載例：8 ページ]

ウ 写真

①機械の全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④**アワーマーター**が確認できるもの（※申請日から1か月以内の撮影日付入りの写真）

エ 役員の住所・氏名一覧表

申請者が法人の場合は代表者・役員（監査役も含む。）も要件審査の対象となります。[記載例：10 ページ]

オ 免税要件に該当することを証する書類（※業種別 44～57 ページ参照）

#### (2) 免税軽油使用者証交付までの流れ

① 申請者は、窓口となる県税事務所[58 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。窓口は、申請者が個人の場合は住所、法人の場合は免税軽油を使用する事務所の所在地を管轄する県税事務所になります。

審査・作成

- ・ 県税事務所が書類の記載内容を審査します。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話で連絡します。

② 申請者は県税事務所に来所します。

③ 新規申請の場合、窓口で「免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書」による説明を受け、申請者が確認書に氏名等を記入します。

④ 窓口で免税軽油使用者証の交付を受けます。

# 「免税軽油使用者証交付申請書(その1)」の記載例

| ※交付年月日 | ※有効期間            | ※受領者 | ※交付決裁欄 | 所 長 | 副所長 | 担当部長 | 担当課長 | 係 | ※処 | 審 査 | 交 付 | 証の番号 |
|--------|------------------|------|--------|-----|-----|------|------|---|----|-----|-----|------|
| ・ ・    | ・ ・ から<br>・ ・ まで |      |        |     |     |      |      |   |    |     |     | 第 号  |

所在地を所管する県税事務所を記載してください。(自動車、川越、熊谷、春日部)

令和 6 年 4 月 1 日

受付印

免税軽油使用者証交付申請書(その1)

(宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長

免税に該当する「業種」を記入してください。

住所又は事務所若しくは事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

業 種 とび・土工工事業

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

氏 名 又 は 名 称 (株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎

この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号 総務担当 埼玉 花子 (電話 048-830-XXXX)

|                                       |                        |                       |                                      |                                                                     |
|---------------------------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 機 械、<br>車 両<br>又 は<br>設 備<br>の<br>明 細 | 所 在 地                  | 埼玉県<br>大宮区下町<br>〇-〇-〇 | 埼玉県<br>大宮区下町<br>〇-〇-〇                | 免税軽油の申請や報告について、应答できる担当者とその連絡先を記入してください。                             |
|                                       | 名 称                    | No. 1<br>パワーショベル      | No. 2<br>パワーショベル                     |                                                                     |
|                                       | 所 有 者 の 氏 名<br>又 は 名 称 | (株)コバトン               | (株)彩の国                               | 免税軽油を使用する機械等の所在地や、機械を管理する事務所所在地を記入してください。                           |
|                                       | 型 式                    | ●●製作所<br>SH-5X-3      | □□建機<br>HD-30US                      | 機械等の通常称されている型式の名称を記入してください。                                         |
|                                       | 軸 馬 力                  | 87ps<br>2,100rpm      | 55ps<br>2,100rpm                     |                                                                     |
|                                       | 燃 焼 方 式                | 水冷<br>4サイクル<br>4気筒    | 水冷<br>4サイクル<br>4気筒                   | 機械のカタログ等から、定格出力(最大馬力)を記入してください。<br>※単位が「ps」でない場合は、「ps」換算値を併記してください。 |
|                                       | 台 数                    | 1                     | 1                                    |                                                                     |
| 用 途                                   | 掘削                     | 掘削                    | 機械等が免税用途のために使用する軽油の年間の見込数量を記入してください。 |                                                                     |
| 年 間 見 込 所 要 数 量                       | リットル<br>500            | リットル<br>2,400         |                                      |                                                                     |
| 年間見込所要数量合計                            |                        | 2,900 リットル            |                                      |                                                                     |

法規第十六号の十六の二様式

## 第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする県税事務所長に一通提出すること。
- ※印のある欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両、又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」の記載例

免税軽油使用者証交付申請書(その2)

|              |                |                       |                       |  |      |      |
|--------------|----------------|-----------------------|-----------------------|--|------|------|
| 機械、車両又は設備の明細 | 所在地            | 埼玉県<br>大宮区下町<br>〇-〇-〇 | 埼玉県<br>大宮区下町<br>〇-〇-〇 |  |      |      |
|              | 名称             | No. 6<br>パワーショベル      | No. 7<br>パワーショベル      |  | No.  | No.  |
|              | 所有者の氏名<br>又は名称 | (株)コバトン               | (株)彩の国                |  |      |      |
|              | 型式             | ●●製作所<br>SH-5X-3      | □□建機<br>HD-30US       |  |      |      |
|              | 軸馬力            | 87ps<br>2,100rpm      | 55ps<br>2,100rpm      |  |      |      |
|              | 燃焼方式           | 水冷<br>4サイクル<br>4気筒    | 水冷<br>4サイクル<br>4気筒    |  |      |      |
|              | 台数             | 1                     | 1                     |  |      |      |
| 用途           |                | 掘削                    | 掘削                    |  |      |      |
| 年間見込所要数量     |                | リットル<br>18,000        | リットル<br>12,000        |  | リットル | リットル |

法規第十六号の十六の二様式

|              |                |      |      |      |      |      |
|--------------|----------------|------|------|------|------|------|
| 機械、車両又は設備の明細 | 所在地            |      |      |      |      |      |
|              | 名称             | No.  |      | No.  | No.  | No.  |
|              | 所有者の氏名<br>又は名称 |      |      |      |      |      |
|              | 型式             |      |      |      |      |      |
|              | 軸馬力            |      |      |      |      |      |
|              | 燃焼方式           |      |      |      |      |      |
|              | 台数             |      |      |      |      |      |
| 用途           |                |      |      |      |      |      |
| 年間見込所要数量     |                | リットル | リットル | リットル | リットル | リットル |

※ 申請機械が6台以上ある場合

申請機械が複数台あり、申請書(その1)に記載しきれない場合は、上記のとおりこちらの様式へ記入してください。

## 「誓約書」の記載例

第 16 号の 18 様式

# 誓 約 書

私（共）は地方税法施行令第 43 条の 15 第 15 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請先の県税事務所を記入してください。  
（自動車、川越、熊谷、春日部）

令和 6 年 4 月 1 日

（宛先）

埼玉県 自動車 税事務所長

住 所 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂 3 - 15 - 1

氏名又は名称 株式会社コバトン  
代表取締役 埼玉 太郎

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び  
代表者名を記入してください。

### ※備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合に  
あっては、免税軽油使用者全員の誓約書が必要になります。

## 「誓約書」の裏面

### 地方税法施行令（抄）

（昭和 25 年 7 月 31 日政令第 245 号）

（軽油引取税に係る免税の手続）

#### 第 43 条の 15

（第 1 項～第 14 項省略）

15 法第 144 条の 21 第 3 項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第 144 条の 21 第 4 項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第 157 条第 1 項、関税法 146 条第 1 項（とん税法第 14 条及び特別とん税法第 12 条において準用する場合を含む。）若しくは法第 22 条の 28 第 1 項の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。
- 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき。
- 五 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

（ 第 16 項 以 下 省 略 ）

### 地方税法（抄）

（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）

（軽油引取税に係る免税の手続）

#### 第 144 条の 21

（第 1 項～2 項省略）

- 3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第 144 条の 6 に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。
- 4 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第 2 項後段の規定により 2 人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

（第 5 項以下省略）

「役員 の 住所・氏 名 一 覧 表」の 記 載 例

別記様式第38号

[illegible]

## 免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書を提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。
- 3 免税軽油使用者証及び免税証を紛失した場合は、直ちに届け出なければならない。
- 4 免税証を他人に譲り渡してはならない。
- 5 免税証を他人から譲り受けてはならない。
- 6 免税軽油を県税事務所長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- 7 免税軽油を免税の用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡（無償を含む。）した場合（※登録免税機械に免税軽油が残ったまま売却・貸与した場合等もこれに該当する。）は、使用又は譲渡した日から30日以内に軽油引取税を申告納付しなければならない。
- 8 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合（用途を廃止した場合を含む）は、直ちに、免税軽油使用者証書換申請書を提出しなければならない。  
なお、機械の追加や変更などで免税軽油使用者証の書換手続きを行っていない機械は免税軽油を使うことはできない。書換前に免税軽油を使うと、上記7の課税の扱いとなる。
- 9 免税に係る事業の廃止、許可等の取消を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証を返納しなければならない。
- 10 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。）、その日から起算して2年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

《根拠》 地方税法第144条の3、第144条の18、第144条の21、  
第144条の22、第144条の24～第144条の28  
地方税法施行令第43条の15

「免税軽油使用者の手引」を受領し、上記の内容について説明を受け、確認しました。

上記1～10に1つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解した上で、免税証の交付を受けます。また、上記7に該当する場合は軽油引取税を申告納付します。

埼玉県 自動車 税事務所長

令和 6 年 4 月 1 日  
埼玉県 自動車 第12345号

申請先の県税事務所を記入してください。

（自動車、川越、熊谷、春日部）

所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
名又は名称 株式会社コバトン  
代表取締役 埼玉 太郎

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください

### (3) 免税軽油を共同で使用する場合

同一の機械を共同で利用し軽油を使用する場合は、複数の者が共同して免税軽油使用者証の交付を申請することができます。

県が認定した場合、「免税軽油共同使用者証」が交付されます。

### (4) 免税軽油使用者証の有効期間

免税軽油使用者証の有効期間は3年を超えない範囲で設定します。

(令和6年地方税法の一部改正に伴い、有効期間は最長でも令和9年3月31日までです。)

#### ○ 軽油引取税の課税免除制度の特例措置について

軽油引取税の一般財源化（平成21年度税制改正）に伴い、道路使用に直接関係しない用途についても、原則として課税すべきものとなったところです。

ただし、これに伴う国民生活への影響等を精査するため、地方税法の附則により3年間延長した上で、国において引き続き検討するとされています。

この税制改正以降4回の延長がなされていますが、現行の地方税法における石油化学製品製造業以外の課税免除制度の特例措置の期限は令和9年3月31日です。

このため、免税軽油使用者証の有効期間は最長でも令和9年3月31日までとなっています。

### (5) 有効期間が満了したとき

有効期間が満了したときは、「免税軽油使用者証返納書」〔記載例：34～35 ページ〕に免税軽油使用者証を添えて、所管の県税事務所に遅滞なく返納しなければなりません。

### (6) 継続申請する場合

有効期間満了後も継続して免税軽油使用者となる場合は、免税軽油使用者証の有効期間が満了する概ね15日前までに申請します。

(1) の申請に必要な書類に加えて、交付済の免税軽油使用者証を返納しなければなりません。

なお、有効期間の満了日より後に申請した場合、申請書の収受日以降の日が免税軽油使用者証の始期となります。

### 第3 免税証の交付を受けるためには

免税軽油使用者の申請により、県は免税軽油を引取り（購入）する数量、有効期間、販売業者名等を記載した「免税証」を交付します。

免税軽油使用者は「免税証」を販売業者に提出することにより、軽油引取税相当額を除いた価格で軽油を購入することができます。

#### 1 免税証の交付までの手続

##### (1) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は免税を受ける業種ごとに異なります。

詳しくは「免税証等交付申請に必要な書類」[44～57 ページ]を御参照ください。

ア 「免税証交付申請書」[記載例：15 ページ]

イ 免税軽油使用者証（既に交付されている場合）

ウ 免税証交付所要数量計算書及び機械別免税軽油使用見込表

エ 直近の免税軽油の引取り等に係る報告書

##### (2) 免税証交付所要数量の計算

免税証は無制限に交付されるものではなく、免税軽油使用者が実際に必要とする数量を上限として交付されます。

申請者は、「免税証交付所要数量計算書」により、免税証の申請数量を算出します。

一方、申請を受けた県税事務所では、「免税軽油の引取り等に係る報告書」[26～27 ページ参照]に基づき各機械の稼動実績や免税軽油の使用量などから、「標準所要数量」を算出します。

埼玉県では、免税証の交付数量を適正に算出するため、“申請数量”と“県税事務所が算出した標準所要数量”を比較し、いずれか少ない数量の免税証を交付しています。算出の結果によっては、免税証交付数量が申請数量よりも少ない場合があります。あらかじめ御了承ください。

### (3) 免税軽油の販売業者

免税軽油は、原則、埼玉県に登録されている軽油引取税の特別徴収義務者から引き取ることとなっています。

免税軽油の購入を予定している販売業者が「埼玉県発行の免税証」が取り扱えるかどうかを確認した後に申請書に記載をお願いします。

### (4) 免税証交付までの流れ

- ① 申請者は、窓口となる県税事務所[58 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。

なお、免税証の有効期間の始期から概ね15日前までに提出してください。

審査・作成

- ・ 県税事務所が申請の内容や申請数量等を審査します。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話で連絡します。

- ② 申請者は、県税事務所の窓口で免税軽油使用者証の返却（新規の場合は交付）を受け、免税証の交付を受けます。

### 「免税証交付申請書」の記載例

[illegible]

所在地を所管する県税事務所を記入してください。(自動車、川越、熊谷、春日部)

免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

|                                         |                           |                                              |
|-----------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------|
| 令和 6 年 4 月 1 日<br>(宛先)<br>埼玉県 自動車 税事務所長 | 免税軽油の使用に係る<br>事務所又は事業所所在地 | さいたま市浦和区 3 丁目 15 番 1 号                       |
|                                         | 業 種                       | とび 土工工事業                                     |
|                                         | 免税軽油使用者証の番号<br>及び氏名(名称)   | 埼玉県 自動車 第 1 2 3 4 5 号<br>(株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎 |
|                                         | この申請に応答する係<br>及び氏名並びに電話番号 | 総務担当 埼玉 花子<br>(電話 048-830-XXXX)              |

# 免税証交付申請書

|                |                                 |                                          |
|----------------|---------------------------------|------------------------------------------|
| 機械・車両又は設備名(番号) | <i>N</i> <sub>a</sub> 1 パワーショベル | <i>N</i> <sub>a</sub> 2 パワーショベル          |
|                | <i>N</i> <sub>a</sub>           | <i>N</i> <sub>a</sub> 6か月以内で県税事務所長が定める期間 |

|        |                     |          |                       |
|--------|---------------------|----------|-----------------------|
| 所要数量合計 | 740 <sup>リットル</sup> | 所要数量計算期間 | 6年4月1日から<br>6年6月30日まで |
|--------|---------------------|----------|-----------------------|

| 希望する販売業者及び所在地                          | 免税証の種類                 | 枚数 | 数量                     |
|----------------------------------------|------------------------|----|------------------------|
| さいたま市浦和区高砂<br>○丁目○番○号<br><br>埼玉県庁石油(株) | 5 <small>リットル券</small> | 8  | 40 <small>リットル</small> |
|                                        | 10                     | 20 | 200                    |
|                                        | 100                    | 5  | 500                    |
|                                        |                        |    |                        |
|                                        |                        |    |                        |
| 2回目以降の申請の場合、前回からの免税軽油を購入した数量を記入してください。 |                        | 33 | 740                    |

|                                                |                                                          |         |                    |         |         |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------|--------------------|---------|---------|
| 参<br>考                                         | 前回交付を受けた免税証                                              |         | 前回交付を受けた免税証のうちの使用量 |         | (イ)ー(ロ) |
|                                                | 計 算 期 間                                                  | 数 量 (イ) | 期 間                | 数 量 (ロ) |         |
|                                                | 6 年 1 月 1 日から                                            | 7 4 0   | 6 年 1 月 1 日から      | 7 0 0   | 4 0     |
|                                                | 6 年 3 月 3 1 日まで                                          |         | 6 年 3 月 3 1 日まで    |         |         |
|                                                | 前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称 |         |                    |         | 数 量     |
|                                                |                                                          |         |                    |         | リットル    |
| 免税証に記載された販売業者以外から免税軽油を引き取ることはできません。(自衛隊・JRを除く) |                                                          |         |                    |         |         |

## 2 免税証の交付後の手続

### (1) 免税証の有効期間

免税証の有効期間は、林業・素材生産業 1 年以内、その他は 6 か月以内の期間で県税事務所長が定める期間となっています。

### (2) 免税証の追加交付申請

免税証が不足すると見込まれるときは、交付済の免税証の有効期間内において追加交付申請をすることができます。

その場合、追加交付申請の理由を明らかにし、追加交付が必要な数量を算出しなければなりません。

申請の手続は前記 1 と同様ですが、追加交付申請を行う場合には、申請前に所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。

なお、追加交付する免税証の有効期間の始期は、追加の交付申請書の収受日以降となりますのでご注意ください。

### (3) 免税証の有効期間が満了したとき

有効期間が満了した免税証は使用することができません。

未使用の免税証がある場合、「免税証返納書」[記載例：32～33 ページ]に添えて、所管の県税事務所に遅滞なく返納しなければなりません。

### (4) 免税証を継続申請する場合

免税証の有効期間満了後も引き続き免税証の交付を希望する場合、免税証の有効期間が満了する概ね 15 日前までに所管の県税事務所に申請します。

なお、有効期間満了日より後に申請した場合、申請書の収受日以降の日が免税証の始期となります。

### (5) 免税証等を紛失した場合

免税証・免税軽油使用者証がなくなった場合、第三者に不正使用される可能性がありますので、直ちに所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。[19 ページ参照]

## 第4 免税証で免税軽油を購入するには（免税証の使用・保管）

### 1 免税軽油使用者証と免税証の管理

免税軽油使用者証と免税証は、法令の規定の適用を受けた者に限って免税を認める書類です。

その管理は、鍵のかかる場所に保管するなど厳重に行ってください。

### 2 免税証の使用の留意点

#### （1）免税軽油の購入方法

免税証による免税軽油の引取り（購入）は、免税証の有効期間内に免税証に記載された販売業者から免税証と引き換えに行わなければなりません。

#### （2）免税証を使用する順序

報告書の作成時や免税証の返納時、紛失時に記号番号を書類に記載いただくため、免税証は番号順に使用してください。

#### （3）免税証に記載されている数量未満で購入するとき

免税証に記載されている数量未満で免税軽油を購入したときは、免税証に赤書で「〇リットル放棄」と記載してください。[記載例：18 ページ]

また、「免税軽油の引取り等に係る報告書」[記載例：26 ページ]の余白にもその旨を記載してください。

#### （4）免税証の販売業者への提出方法

免税証をあらかじめ販売業者等へ預けることはできません。

免税軽油使用者が免税軽油を月締めの買掛で購入している場合などは、代金決済時に販売業者に免税証をまとめて提出することは例外的に可能です。

#### （5）その他

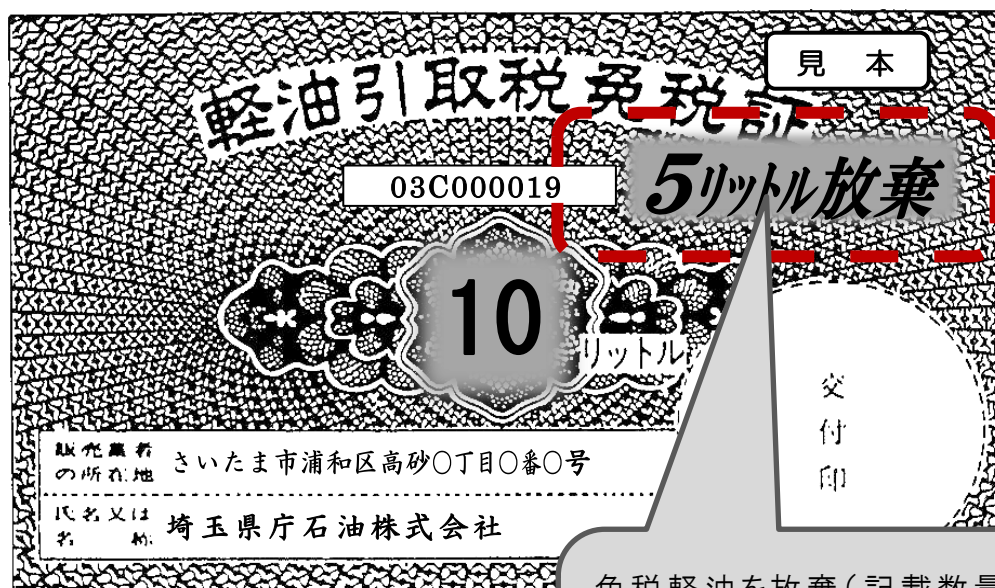
免税証は、当然有効期間外に使用することはできません。誤って使用しないよう注意してください。

### 3 免税証に記載されていない販売業者からの購入

免税軽油は、原則、免税証に記載された販売業者以外から引取することはできません。

免税証の有効期間内に販売業者を変更する場合は、所管の県税事務所[58 ページ参照]へお問い合わせください。

免税証に記載されている数量未満で軽油を購入した場合  
【記載例】 免税証



免税軽油を放棄（記載数量未満で免税軽油を購入）した場合は、放棄した数量を「赤書」で大きく記載してください。

免税証の券種は、以下の12種類です。

|             |          |         |         |
|-------------|----------|---------|---------|
| 10,000リットル券 | 500リットル券 | 50リットル券 | 10リットル券 |
| 5,000リットル券  | 200リットル券 | 20リットル券 | 5リットル券  |
| 1,000リットル券  | 100リットル券 | 18リットル券 | 1リットル券  |

## 4 免税軽油を購入・使用した証拠書類の保管

免税軽油を購入した際の納品書及び請求書は「免税軽油の引取り等に係る報告書」に写しを添付することとなるため、大切に保管してください。[報告に必要な書類：24～25 ページ参照]

納品書・請求書は免税軽油を購入した証拠書類であるため、最低限、次の記載が必要です。

記載が不足していた場合は、販売業者に記載を依頼してください。

### 【納品書・請求書の必要記載事項】

納品書：免税軽油使用者の氏名、給油日、給油した免税機械又は給油したタンク名、免税軽油の給油数量

請求書：免税軽油使用者の氏名（「上様」は不可）、購入日、免税軽油の購入数量（軽油引取税額の計上は不可）

### ○ 証拠書類や記録の整備保管について

免税軽油の購入（納品書・請求書等）や使用（免税機械の作業日報等）に係る証拠書類及び免税証の受払や代金決済の帳簿等の記録は、常に整備保管し（7年間）、県税事務所の調査に応じられるようにしてください。

## 5 免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合

免税証・免税軽油使用者証がなくなった場合は、第三者に不正使用される可能性がありますので、直ちに所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。

免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合には、速やかに交付を受けた県税事務所へ次の書類を提出します。

- ア 「免税証紛失届」又は「免税軽油使用者証滅失届」
- イ 遺失届出をした警察署名と受理番号を記載した書面
- ウ 紛失に至るまでの経緯を記載した書面（アの理由欄では不足する場合）
- エ 始末書（自己亡失の場合）

## 第5 免税軽油使用者の状況・免税機械が変わったら

免税軽油使用者証の記載内容に変更（機械の買替・追加・廃止・休止や、使用者の住所、法人の商号・代表者の変更など）が生じたときは、遅滞なく記載事項を書換えなければなりません。

なお、免税軽油使用者証の書換えに伴い、別途届出等が必要になる場合がありますので、あらかじめ所管の県税事務所へお問い合わせください。

### 1 免税軽油使用者証の書換申請

#### (1) 申請に必要な書類

ア 書換前の免税軽油使用者証

イ 免税軽油使用者証書換申請書[記載例：21～22 ページ]

ウ 書き換える事項を証する書類

##### (ア) 機械の追加の場合

- ・ 機械の型式・シリアルナンバー・定格出力・タンク容量・燃料消費量（率）が確認できる書類（写）
- ・ 機械の購入契約書（写）又はリース契約書（写）
- ・ 機械の写真（免税軽油使用者証交付申請に添付したものと同様のもの。※申請日から1か月以内の撮影日付入りの写真）

##### (イ) 機械の廃止・休止の場合

- ・ 機械の写真（当該行為日時点のアワーメーターの数値のわかるもの及び燃料タンク内の残油の数量がわかるもの）

##### (ウ) 法人代表者の変更の場合

履歴事項全部証明書（写し可）

#### (2) 免税軽油使用者証の書換えまでの流れ

- ① 申請者は、窓口となる県税事務所[58 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。

審査・作成

- ・ 県税事務所が書類の記載内容を審査します。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話で連絡します。

- ② 申請者は、県税事務所の窓口で書換後の免税軽油使用者証の交付を受けます。

# 「免税軽油使用者証書換申請書」(新様式)の記載例

|       |                  |     |               |      |    |   |
|-------|------------------|-----|---------------|------|----|---|
| 交付年月日 | 有効期間             | 受領者 | 交付<br>決裁<br>欄 | 担当部長 | 担当 | 号 |
|       | ・ ・ から<br>・ ・ まで |     |               |      |    |   |

免税軽油使用者証を書換える必要が生じた場合、遅滞なく当申請書を提出してください。  
※「書換える必要がある場合」の例  
・機械を新しく購入した場合  
・免税登録機械を売却した場合  
・法人の商号・代表者が変更した場合 など

受付印

## 免税軽油使用者証書換申請書

|                            |                                                      |                                        |                                        |                                                                             |                                        |
|----------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 免税軽油<br>使用者証書号             | 自動車 第 12345 号                                        | 免税軽油使用者証<br>有効期間                       | 6 年 4 月 1 日                            | から                                                                          | 9 年 3 月 31 日                           |
| 機械、車両又は設備の<br>変更内容         | [該当に○]<br>1 追加<br>2 廃止<br>3 その他<br>( )               | [該当に○]<br>1 追加<br>2 廃止<br>3 その他<br>( ) | [該当に○]<br>1 追加<br>2 廃止<br>3 その他<br>( ) | [該当に○]<br>1 追加<br>2 廃止<br>3 その他<br>( )                                      | [該当に○]<br>1 追加<br>2 廃止<br>3 その他<br>( ) |
| 変更が生じた機械、<br>車両又は設備の<br>明細 | 廃止の場合は、交付された<br>免税軽油使用者証に記載さ<br>れている内容を記入してくだ<br>さい。 | 大宮区下町〇-〇-〇                             | 大宮区下町〇-〇-〇                             | 追加の場合は、免税軽油使用者証に<br>新たに記載する内容を記入してください。                                     |                                        |
|                            | 名 称                                                  | No. 2                                  | No. 3                                  |                                                                             |                                        |
|                            |                                                      | パワーショベル                                | パワーショベル                                |                                                                             |                                        |
|                            | 所有者の氏名又は名称                                           | ㈱彩の国                                   | ㈱コバトン                                  |                                                                             |                                        |
|                            | 型 式                                                  | □□建機<br>HD-30US                        | ●●製作所<br>ZX-75US-3                     | 新しく機械を追加する場合は、<br>免税軽油使用者証交付申請書と同様に、<br>機械等の型式の名称や定格出力(最大馬<br>力)等を記入してください。 |                                        |
|                            | 軸 馬 力                                                | 55ps / 2,100rpm                        | 55ps / 2,000rpm                        |                                                                             |                                        |
| 燃 焼 方 式                    | 水冷 4 サイクル 4 気筒                                       | 水冷 4 サイクル 4 気筒                         |                                        |                                                                             |                                        |
| 台 数                        | 1                                                    | 1                                      |                                        |                                                                             |                                        |
| 用 途                        | 掘削                                                   | 掘削                                     |                                        |                                                                             |                                        |
| 年 間 見 込 所 要 数 量            | 2,400 リットル                                           | 2,000 リットル                             | リットル                                   |                                                                             |                                        |
| 年 間 見 込 所 要 数 量 合 計        | リットル                                                 |                                        | 差 引                                    | 増<br>減                                                                      | リットル<br>リットル                           |
| その<br>他<br>の<br>事<br>項     | [該当に○]<br>1 住所又は事務所<br>若しくは事業所所在地                    | 変 更 前                                  |                                        |                                                                             |                                        |
|                            | 2 氏名又は名称                                             | 変 更 後                                  |                                        |                                                                             |                                        |
|                            | 3 法人の代表者                                             |                                        |                                        |                                                                             |                                        |

上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があったので、書換えを申請します。

申 請 年 月 日 令和 6 年 4 月 20 日  
住所又は事務所若しくは  
事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
業 種 とび・土工事業  
氏 名 ( 名 称 ) (株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎  
担 当 者 氏 名 総務担当 埼玉 花子 電 話 048-830-XXXX

※申請者が「法人」の場合は、法人名称  
及び代表者名を記入してください。

(宛先)  
埼玉県 自動車 税事務所長

所在地を所管する県税事務所を記入してください。  
(自動車、川越、熊谷、春日部)

# 「免税軽油使用者証書換申請書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。  
旧様式の御活用に御協力をお願いします。

| 受 付 印                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                | ※「書換える必要がある場合」の例<br>・機械を新しく購入した場合 ・免税登録機械を売却した場合<br>・法人の商号・代表者が変更した場合 など |                 |                    |                                                                 |                     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------|----|
| 免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 申 請 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |                                                                          |                 |                    |                                                                 |                     |    |
| 免税軽油使用者証番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                | 自動車<br>第12345号                                                           | 交付年月日           | 6・4・1              | 有効期間                                                            | 6・4・1から<br>9・3・31まで |    |
| 機<br>械<br>、<br>車<br>両<br>又<br>は<br>設<br>備<br>の<br>明<br>細                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 在 地          | 変更前                                                                      | 大宮区下町〇-〇-〇      | 新規                 | 変更前欄には、交付された免税軽油使用者証に記載されている内容を記入してください。                        |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                | 変更後                                                                      | 廃止              | 大宮区下町〇-〇-〇         |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 名 称            | 変更前                                                                      | No. 2 パワーショベル   | 新規                 | No.                                                             | No.                 | 号の |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                | 変更後                                                                      | 廃止              | No. 3 パワーショベル      |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有者の氏名<br>又は名称 | 変更前                                                                      | ㈱彩の国            | 新規                 | 変更後欄には、免税軽油使用者証に新たに記載する内容を記入してください。                             |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                | 変更後                                                                      | 廃止              | ㈱コバトン              |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 型 式            | 変更前                                                                      | □□建機<br>HD-30US | 新規                 |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                | 変更後                                                                      | 廃止              | ●●製作所<br>ZX-75US-3 |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 軸 馬 力          | 変更前                                                                      | 55ps / 2,100rpm | 新規                 |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                | 変更後                                                                      | 廃止              | 55ps / 2,000rpm    |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 燃 焼 方 式        | 変更前                                                                      | 水冷 4 サイクル 4 気筒  | 新規                 | 新しく機械を追加する場合は、免税軽油使用者証交付申請書と同様に、機械等の型式の名称や定格出力(最大馬力)等を記入してください。 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                | 変更後                                                                      | 廃止              | 水冷 4 サイクル 4 気筒     |                                                                 |                     |    |
| 台 数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更前            | 1                                                                        | 新規              |                    |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更後            | 廃止                                                                       | 1               |                    |                                                                 |                     |    |
| 用 途                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更前            | 掘削                                                                       | 新規              |                    |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更後            | 廃止                                                                       | 掘削              |                    |                                                                 |                     |    |
| 年 間 見 込<br>所 要 数 量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更前            | 2,400                                                                    | 新規              |                    |                                                                 |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更後            | 廃止                                                                       | 2,000           |                    |                                                                 |                     |    |
| 年 間 見 込<br>所 要 数 量 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更前            |                                                                          |                 | 増                  | リットル                                                            |                     |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更後            |                                                                          | 機械を廃止する場合       | 機械を追加する場合          | リットル                                                            |                     |    |
| 上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があったので、書換えを申請します。<br><br><div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>             令和 6 年 4 月 20 日<br/><br/>             住所又は事務所若しくは<br/>事業所所在地<br/><br/>             業 種<br/><br/>             氏 名 ( 名 称 )<br/><br/>             この 申 請 を 担 当<br/>する 者 の 氏 名<br/><br/>             (宛先)<br/><br/>             埼玉県 自動車 税事務所長           </div> <div>             埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号<br/><br/>             とび・土工工事業<br/><br/>             (株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎<br/><br/>             総務担当 埼玉 花子 電話 048-830-XXXX<br/><br/> <div>所在地を所管する県税事務所を記入してください。<br/>(自動車、川越、熊谷、春日部)</div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;">             ※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。           </div> |                |                                                                          |                 |                    |                                                                 |                     |    |

**○ 免税軽油使用者証に記載のない機械に免税軽油を使用すると課税になります。**

機械の追加等が生じた場合に書換手続を行わないまま免税軽油を使用すると、変更があった時点まで遡って課税となります。

当該消費した日から30日以内に、所管の県税事務所に消費量分の軽油引取税を申告納付していただくことになりますので注意してください。

**○ 免税軽油を第三者に譲渡すると課税になります。**

**機械の中に残っている免税軽油には注意してください。**

事業の休止又は機械の廃止等に伴い、免税軽油を譲渡する場合は、あらかじめ「免税軽油譲渡届出書」を所管の県税事務所に提出します。

また、免税軽油の譲渡の日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税軽油を使用する機械を譲渡や返却する場合などにおいて、その機械の燃料タンクに免税軽油が残っている場合、当該数量は他の者へ譲渡されるものとして取り扱います。

→法第144条の3第1項第3号、第3項、第4項、法第144条の18第1項第6号、施行令第43条の4

## **2 免税軽油使用者に相続、合併等が生じた場合の取扱い**

免税軽油使用者が免税対象事業を譲渡した場合や、個人の免税軽油使用者が死亡した場合、事業譲受者や相続人には免税軽油使用者の地位は承継されません。引き続き免税軽油の使用を希望するときは、新たに免税軽油使用者証等の交付申請が必要です。

また、交付済の免税軽油使用者証及び残りの免税証は返納しなければなりません。

なお、免税軽油の在庫がある場合は、譲渡等の日から30日以内に譲渡等する数量分を申告納付してください。

法人合併等をする場合は、免税軽油使用者証の交付要件を再審査しますので、事前に所管の県税事務所へ御相談ください。

## 第6 免税軽油を引き取った・使用したとき

免税軽油使用者は、法令により、免税軽油の引取り等に関する事項を県に対し報告をする義務があります。

適正に報告しない場合は、免税証を交付することができないばかりか、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が適用されることがあります。

免税軽油の引取りや保有及び使用の状況については、正確に記帳し、適正に報告しなければなりません。

### 1 免税軽油の引取り等に係る報告

#### (1) 報告期限

毎月の免税軽油の引取数量（購入数量）等について、翌月末日までに  
報告書を所管の県税事務所へ提出します。

免税証及び免税軽油を保有している場合、報告する義務があります。

なお、次のいずれかの場合は、付された免税証の有効期限の翌月末を報告期限とする特例があります。

ア 免税1年目の方（林業・素材生産業に限る。）

令和5年7月11日以降に新規で免税軽油使用者証の交付を受け、  
免税軽油の購入予定数量の合計が年3キロリットル以下の場合

※ 免税軽油使用者証に記載された有効期間の初日の前日から過去  
3年間で林業・素材生産業の免税軽油使用者証の交付を受けてい  
ない場合に限りです。

イ 免税2年目以降の方

過去1年間の免税軽油の購入数量が年3キロリットル以下の場合

#### (2) 報告に必要な書類

ア 「免税軽油の引取り等に係る報告書」〔記載例：26～27 ページ〕

イ 「免税軽油使用機械別稼動実績表」〔記載例：28～29 ページ〕

※ 各機械の月初・月末のアワーメーターを記載してください。

ウ 「免税軽油貯蔵タンク受け払い状況」〔記載例：30 ページ〕

免税軽油を地下タンク等で保有している場合に限りです。

エ 免税軽油の引取りを確認できる書類

※ (ア)、(イ)の両方を提出してください。

(ア) 納品書・受領書の写し：免税軽油使用者の氏名、給油日、給油した  
免税機械又は給油したタンク名、免税軽油

の給油数量が記載されたもの。

- (イ) 請求書・領収書の写し：免税軽油使用者の氏名（「上様」は不可）、  
購入日、免税軽油の購入数量（軽油引取税  
額の計上は不可）が記載されたもの。

オ その他、県税事務所長が必要と認める書類

「免税軽油の引取り等に係る報告書(表)」の記載

|                                                                                                                                                                        |                                             |                                                                                   |                                           |                 |                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|-------------------------|
| <div> <div> <div>受 付 印</div> <div>令和6年5月20日</div> </div> <div> <div>原則、毎月末までに前月分の内容を報告してください。</div> <div>(表)</div> <div>免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。</div> </div> </div> |                                             | <div>免税軽油使用者証の住所又は事務所若しくは事業所所在地</div> <div>さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号</div>               |                                           |                 |                         |
| <div>(宛先)</div> <div>埼玉県 自動車 税事務所長</div>                                                                                                                               |                                             | <div>免税軽油使用者の氏名又は名称</div> <div>(株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎</div>                          | <div>法規第十六号の三十様式</div>                    |                 |                         |
| <div>業</div> <div>※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。</div> <div>とび・土工事業</div>                                                                                          |                                             |                                                                                   |                                           |                 |                         |
| <div>免税軽油使用者証の番号</div> <div>埼玉県 自動車 第12345号</div>                                                                                                                      |                                             |                                                                                   |                                           |                 |                         |
| <div>この報告書に回答する係及び氏名並びに電話番号</div> <div>総務担当 埼玉 花子 (電話 048-830-XXXX)</div>                                                                                              |                                             |                                                                                   |                                           |                 |                         |
| <div>引取り事実の有無に丸をしてください。</div>                                                                                                                                          |                                             |                                                                                   |                                           |                 |                         |
| <div>免税軽油の引取り等に係る報告書</div>                                                                                                                                             |                                             |                                                                                   |                                           |                 |                         |
| <div>報告対象期間</div> <div>令和6年4月1日から令和6年4月30日まで</div>                                                                                                                     |                                             |                                                                                   |                                           |                 |                         |
| <div>免税軽油の引取りに関する事実及びその数量(引取りの事実有・無)</div>                                                                                                                             |                                             | <div>免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称</div>                                   | <div>免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項</div> |                 |                         |
| <div>引取年月日</div>                                                                                                                                                       | <div>引取数量(ア)</div>                          |                                                                                   | <div>種 類</div>                            | <div>枚 数</div>  | <div>免税証の記号及び番号</div>   |
| <div>4月9日</div> <div>(4月30日)</div>                                                                                                                                     | <div>100</div> <div>リットル</div>              | <div>さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号</div> <div>埼玉県庁石油(株)</div> <div>( )</div>                  | <div>100</div>                            | <div>1</div>    | <div>03G000004</div>    |
| <div>4月14日</div> <div>(4月30日)</div>                                                                                                                                    | <div>100</div>                              | <div>さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号</div> <div>埼玉県庁石油(株)</div> <div>( )</div>                  | <div>100</div>                            | <div>1</div>    | <div>03G000005</div>    |
| <div>4月16日</div> <div>(4月30日)</div>                                                                                                                                    | <div>85</div> <div>5リットル放棄(03C000019)</div> | <div>さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号</div> <div>埼玉県庁石油(株)</div> <div>( )</div>                  | <div>10</div>                             | <div>9</div>    | <div>03C000011~19</div> |
| <div>( )</div>                                                                                                                                                         |                                             | <div>( )</div>                                                                    | <div>免税証に記載されている数量未満で軽油を購入した場合</div>      |                 |                         |
| <div>免税軽油の引取り日を記入してください。(括弧内は、免税証を引取先に提出した日)</div> <div>( )</div>                                                                                                      |                                             | <div>免税証に記入してください。(免税軽油を購入する都度、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記入してください。)</div> |                                           |                 |                         |
| <div>( )</div>                                                                                                                                                         |                                             | <div>(ウ)欄には、上記引取数量の合計を記入してください。(エ)欄には、別添「稼動実績表」の使用数量の合計を記入してください。</div>           |                                           |                 |                         |
| <div>( )</div>                                                                                                                                                         |                                             | <div>地下タンクやドラム缶等で免税軽油を保有している場合は、「計算在庫数量－実在庫数量」を(オ)欄に記入してください。</div>               |                                           |                 |                         |
| <div>( )</div>                                                                                                                                                         |                                             | <div>前回の報告書がある場合、(イ)欄には、前回報告書(カ)欄の数量を記入してください。</div>                              |                                           |                 |                         |
| <div>報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量</div>                                                                                                                                   |                                             | <div>(イ)</div>                                                                    | <div>45</div>                             | <div>リットル</div> |                         |
| <div>報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計</div>                                                                                                                                    |                                             | <div>(ウ)</div>                                                                    | <div>285</div>                            | <div>リットル</div> |                         |
| <div>報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計</div>                                                                                                                                       |                                             | <div>(エ)</div>                                                                    | <div>290</div>                            | <div>リットル</div> |                         |
| <div>報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量</div>                                                                                                                                    |                                             | <div>(オ)</div>                                                                    | <div>0</div>                              | <div>リットル</div> |                         |
| <div>報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(イ)+(ウ)-(エ)-(オ)</div>                                                                                                                       |                                             | <div>(カ)</div>                                                                    | <div>40</div>                             | <div>リットル</div> |                         |

# 「免税軽油の引取り等に係る報告書(裏)」の記載例

(裏)

| その免税軽油の数量(使用の事実無及) | 機械、車両又は設備名(番号) | 左記の機械、車両又は設備の使用地 | 免税軽油の使用数量(キ)            | 稼動日数 | 稼動時間  |
|--------------------|----------------|------------------|-------------------------|------|-------|
| 有                  | No. 1          | 川越市新宿町〇-〇-〇      | 46 <small>リットル</small>  | 5 日  | 33 時間 |
|                    | No. 3          | さいたま市浦和区北浦和〇-〇-〇 | 244 <small>リットル</small> | 7    | 50    |
|                    | No.            |                  |                         |      |       |
|                    | No.            |                  |                         |      |       |
|                    | No.            |                  |                         |      |       |
| 合 計                |                |                  | 290                     |      |       |

工事名や略称ではなく、登録する免税機械の所在地(使用地)が特定できるよう詳細に記入してください。

各数値が、「免税軽油使用機械別稼動実績表」の計数値と一致していること。

| 種 類   | 枚 数 | 種 類   | 枚 数 |
|-------|-----|-------|-----|
| リットル券 | 枚   | リットル券 | 枚   |
| 10    | 1   |       |     |
|       |     |       |     |
|       |     |       |     |
|       |     |       |     |

報告対象期間の末日における免税証の保有状況

免税証の券種ごとに、免税証の保有枚数を記入してください。(※免税軽油の数量ではありません。)

## 第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した県税事務所に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項の後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事業所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取り、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足る書類並びに県税事務局長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

## 備 考

「免税軽油の引取り等に関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別業として増やすことができる。

# 「免税軽油使用機械別稼働実績表」(新様式)の記載例

別記様式第31号の2

免税軽油使用機械別稼働実績表 (令和7年4月分)

|     |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|--|-------|------|------|--------|------|------|-------------|-----------|
|     | 機械設備等の名称                                                                     |  | No. 1 |      |      |        |      |      | 機械の所在地      |           |
|     | アワーマーター（稼働時間計）                                                               |  | 月初時   | 1024 |      | 月末時    | 1053 |      | アワーマーターの表示値 |           |
|     | 免税軽油使用機械稼働内容                                                                 |  |       |      |      |        |      |      |             | 免税軽油の所在   |
|     | 機械の所在地（使用地）                                                                  |  | 稼働時間  | 免税軽油 |      |        | 課税軽油 |      | 備 考         | 機械の所在地    |
| 日   |                                                                              |  |       | 給油数量 | 使用数量 | 在庫数量   | 給油数量 | 使用数量 |             |           |
| 前月末 |                                                                              |  | 時間    | リットル | リットル | 90リットル |      |      |             |           |
| 1   | 月初と月末のアワーマーターの数値を記録し、記入してください。                                               |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 2   |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 3   |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 4   | 免税機械の前月末在庫数量（免税軽油の保有数量）が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(イ)欄の数値と一致すること。                     |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 5   |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 6   |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 7   | 給油数量、使用数量、在庫数量は免税軽油に係るもののみ記入してください。                                          |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 8   |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 9   |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 10  | 登録する機械の使用先を記入してください。                                                         |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 11  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 12  | 川崎市新宿町〇-〇-〇                                                                  |  | 6     | 50   | 80   | 60     | 20   | 20   | 0           |           |
| 13  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 14  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 15  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 16  | 各日の稼働時間又はアワーマーターの数値を記入してください。                                                |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 17  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 18  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 19  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 20  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 21  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 22  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 23  | 川崎市新宿町〇-〇-〇                                                                  |  | 12    | 90   | 120  | 30     |      |      |             | ※10リットル放棄 |
| 24  | 川崎市新宿町〇-〇-〇                                                                  |  | 11    | 100  | 110  | 20     | 50   | 40   | 10          |           |
| 25  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 26  | 「月末時」と「月初時」の差し引きした時間が、「稼働時間」欄の計と一致すること。<br>※ 1,053(月末)－1,024(月初)＝29時間(稼働時間計) |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 27  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 28  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 29  | 免税機械の給油数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(ウ)欄の数値と一致すること。                                 |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 30  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 31  |                                                                              |  |       |      |      |        |      |      |             |           |
| 計   |                                                                              |  | 29    | 240  | 310  | 20     | 70   | 60   | 10          |           |

(1) 免税機械の使用数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(エ)欄の数値と一致すること。

(2) 「免税軽油の引取り等に係る報告書」の「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」(キ)欄と一致すること。

・免税機械の月末在庫数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(カ)欄の数値と一致すること。

免 税 軽 油 使 用 機 械 別 稼 動 実 績 表 (令和6年4月分)

## 「免税軽油使用機械別稼動実績表」(旧様式)の記載例

| 機械設備等の名称                |  | No. 1                   |  | No. 3                   |  |
|-------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|--|
| アワーメーター（稼動時間計）          |  | アワーメーター（稼動時間計）          |  | アワーメーター（稼動時間計）          |  |
| 免 税 軽 油 使 用 機 械 稼 動 内 容 |  | 免 税 軽 油 使 用 機 械 稼 動 内 容 |  | 免 税 軽 油 使 用 機 械 稼 動 内 容 |  |
| 1024                    |  | 1057                    |  | 255                     |  |
| 月初時                     |  | 月末時                     |  | 月初時                     |  |
| 月末時                     |  | 月末時                     |  | 月末時                     |  |
| 305                     |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |
|                         |  |                         |  |                         |  |

各免税機械の前月末在庫数量(免税軽油の保有数量)の合計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(イ)欄の数値と一致すること。

月初と月末のアワーメーターの数値を記録し、記入してください。

給油数量、使用数量、在庫数量は免税軽油に係るもののみ記入してください。

各日の稼動時間又はアワーメーターの数値を記入してください。

工事名や略称ではなく、登録する免税機械の所在地(使用地)が特定できるよう詳細に記入してください。

(1) 各免税機械の使用数量の合計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(エ)欄の数値と一致すること。

「月末時」と「月初時」の差し引きした時間が、「稼動時間」欄の数値と一致すること。  
※ 1,057(月末) - 1,024(月初) = 33時間(稼動時間計)

各免税機械の月末在庫数量の計と、「免税軽油貯蔵タンク受け払い状況」の在庫数量の合計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(カ)欄の数値と一致すること。

# 「免税軽油貯蔵タンク受け払い状況」の記載例

別記様式第32号

免税軽油貯蔵タンク受け払い状況（令和 6 年 4 月分）

（単位：リットル）

| 日   | 貯蔵タンク名（ドラム缶） |            | 200（リットル）       |                    |
|-----|--------------|------------|-----------------|--------------------|
|     | 受入数量         | 払出数量       | 在庫数量            | 備考                 |
| 前月末 |              |            | 15<br>80        |                    |
| 1   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 2   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 3   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 4   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 5   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 6   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 7   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 8   | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 9   | 100<br>( )   | 100<br>( ) | 15<br>80<br>( ) |                    |
| 10  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 11  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 12  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 13  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 14  | 100<br>( )   | 80<br>( )  | 35<br>80<br>( ) |                    |
| 15  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 16  | 85<br>( )    | 96<br>( )  | 24<br>80<br>( ) | ※免税軽油購入<br>5リットル放棄 |
| 17  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 18  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 19  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 20  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 21  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 22  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 23  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 24  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 25  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 26  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 27  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 28  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 29  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 30  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 31  | ( )          | ( )        | ( )             |                    |
| 計   | 285<br>( )   | 276<br>( ) |                 |                    |

同じ貯蔵タンク内に課税済軽油を所有している場合は、  
( )内に課税済軽油の数量を記入してください。

※ 課税済軽油がある場合は、( )内に記載してください。

## 第7 免税証・免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき

### 1 免税証の返納

免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は免税証の有効期間が満了したときは、遅滞なく交付を受けた免税証を所管の県税事務所に返納しなければなりません。

返納は「免税証返納書」[記載例：32～33 ページ]に、返納する免税証を添付します。

※免税証の有効期間内でなければ、免税軽油の引取りはできません。

### 2 免税軽油使用者証の返納

免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく交付を受けた免税軽油使用者証を所管の県税事務所に返納しなければなりません。

返納は「免税軽油使用者証返納書」[記載例：34～35 ページ]に、返納する免税軽油使用者証を添付します。

# 「免税証返納書」(新様式)の記載例

|        |      |      |   |        |     |
|--------|------|------|---|--------|-----|
| 決<br>裁 | 担当部長 | 担当課長 | 係 | 処<br>理 | 交付簿 |
|        |      |      |   |        |     |

受付印

返納しない書類を  
消します。

免税軽油使用者証

免 税 証

返 納 書

免税軽油使用者証に  
記載された内容を記入してください。

別記様式第六十五号の六

|                   |                                                    |                  |                             |
|-------------------|----------------------------------------------------|------------------|-----------------------------|
| 免税軽油<br>使用者証番号    | 自動車 第 12345 号                                      | 免税軽油使用者証<br>有効期間 | 6 年 1 月 1 日 から 6 年 3 月 31 日 |
| 有効期間              | 業 種                                                | 種 類              | 記 号 ・ 番 号                   |
| 6.1.1<br>6.3.31   | とび・土工<br>工事業                                       | リットル券<br>1 0     | 03C000020                   |
| 枚 数               | 数 量                                                |                  |                             |
| 1                 | 1 0                                                |                  |                             |
| 返 納 免 税 証         |                                                    |                  |                             |
|                   |                                                    |                  |                             |
|                   |                                                    |                  |                             |
|                   |                                                    |                  |                             |
|                   |                                                    |                  |                             |
|                   |                                                    |                  |                             |
| 返 納 理 由<br>〔該当に○〕 | 1 有効期間が満了したため<br>2 その他<br>(例) 稼働時間の減少により免税証が余ったため。 |                  |                             |

免税証の使用期間内に使用しなかった  
免税証を、券種ごとに記入してください。

免税軽油の引取りがなくなった時や、  
有効期間が満了した時等は、遅滞なく、  
免税証の交付があった県税事務所  
へ免税証を返納してください。

上記のとおり 免税軽油使用者証

免 税 証

令和 6 年 4 月 6 日

住所又は事務所若しくは  
事業所所在地

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

氏 名 ( 名 称 )

(株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎

担 当 者 氏 名

総務担当 埼玉 花子 電話 02-830-XXXX

(宛先)

埼玉県

自動車

税事務所長

※申請者が「法人」の場合は、  
法人名称及び代表者名を記入してください。

# 「免税証返納書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。  
旧様式の活用に御協力をお願いします。

|                          |       |                                                                               |    |                        |    |                                                                             |    |                                       |  |
|--------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------|--|
| <div>返納しない書類を消します。</div> |       | <div>免税軽油使用者証</div>                                                           |    | <div>免税証</div>         |    | <div>返納</div>                                                               |    | <div>免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。</div> |  |
| 免税軽油<br>使用者証番号           |       | 自動車<br>第12345号                                                                |    | 交付年月日                  |    | 6・1・1                                                                       |    | 使用済間<br>使用月間                          |  |
|                          |       |                                                                               |    |                        |    |                                                                             |    | 6・1・1 から<br>6・3・31 まで                 |  |
| 返<br>納<br>免<br>税<br>証    | 交付年月日 | 用途別                                                                           | 種類 | 記号・番号                  | 枚数 | 数量                                                                          | 摘要 |                                       |  |
|                          | 6・1・1 | とび・土工工事業                                                                      | 10 | 03C000020              | 1  | 10                                                                          |    |                                       |  |
|                          |       |                                                                               |    |                        |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       |                                                                               |    |                        |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       |                                                                               |    |                        |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       |                                                                               |    |                        |    |                                                                             |    |                                       |  |
| 返納理由                     |       | <div>(例)<br/>※有効期間満了のため。<br/>※免税証を使用しなくなったため。<br/>※稼働時間の減少により免税証が余ったため。</div> |    |                        |    |                                                                             |    |                                       |  |
| 上記のとおり                   |       | 免税軽油使用者証                                                                      |    | を返納します                 |    | <div>免税軽油の引取りがなくなった時や、有効期間が満了した時等は、遅滞なく、免税証の交付があった県税事務所へ免税証を返納してください。</div> |    |                                       |  |
| 令和 6 年 4 月 6 日           |       | 住所又は事務所若しくは<br>事業所所在地                                                         |    | さいたま市浦和区<br>高砂3丁目15番1号 |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       | 業 種                                                                           |    | とび・土工工事業               |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       | 氏名(名称)                                                                        |    | (株)コバトン                |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       | この返納を担当<br>する者の氏名                                                             |    | 代表取締役 埼玉 太郎            |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       |                                                                               |    | 総務担当 埼玉 花子             |    |                                                                             |    |                                       |  |
|                          |       |                                                                               |    | 電話 ( 048-830-XXXX )    |    |                                                                             |    |                                       |  |
| (宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長       |       | <div>※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。</div>                                 |    |                        |    |                                                                             |    |                                       |  |

別  
記  
様  
式  
第  
六  
十  
五  
号  
の  
六

「免税軽油使用者証返納書」(新様式)の記載例

|        |      |      |   |        |     |
|--------|------|------|---|--------|-----|
| 決<br>裁 | 担当部長 | 担当課長 | 係 | 処<br>理 | 交付簿 |
|        |      |      |   |        |     |

受 付 印

返納しない書類を消します。

免税軽油使用者証 返 納 書 免——税——証

免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。

|                |               |                  |                             |
|----------------|---------------|------------------|-----------------------------|
| 免税軽油<br>使用者証番号 | 自動車 第 12345 号 | 免税軽油使用者証<br>有効期間 | 6 年 1 月 1 日 から 7 年 3 月 31 日 |
|----------------|---------------|------------------|-----------------------------|

|                       |      |     |       |           |     |      |
|-----------------------|------|-----|-------|-----------|-----|------|
| 返<br>納<br>免<br>税<br>証 | 有効期間 | 業 種 | 種 類   | 記 号 ・ 番 号 | 枚 数 | 数 量  |
|                       |      |     | リットル券 |           | 枚   | リットル |
|                       | §    |     |       | §         |     |      |
|                       | §    |     |       |           |     |      |
|                       | §    |     |       |           |     |      |
|                       | §    |     |       | §         |     |      |
|                       | §    |     |       | §         |     |      |

※免税軽油使用者証及び免税証を返納する場合には、当該内容を1枚にまとめて記入してください。

|                   |                                          |
|-------------------|------------------------------------------|
| 返 納 理 由<br>〔該当に○〕 | 1 有効期間が満了したため                            |
|                   | 2 その他<br>(例) 機械の売却により、免税軽油の引取りがなくなったため。) |

上記のとおり 免税軽油使用者証 免——税——証

令和 7 年 4 月 6 日

住所又は事務所若しくは事業所所在地

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

氏 名 ( 名 称 ) (株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎

担 当 者 氏 名 総務担当 埼玉 花子 電話 048-830-XXXX

(宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長

免税軽油の引取りがなくなった時や、有効期間が満了した時等は、遅滞なく、免税軽油使用者証の交付があった県税事務所へ当該使用者証を返納してください。

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

別記様式第六十五号の六

「免税軽油使用者証返納書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。  
旧様式の御活用にご協力をお願いします。

| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 返納しない書類を<br/>消します。 </div> <div style="text-align: center;"> 免税軽油使用者証<br/>返納書<br/>免——税——証 </div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                        |       |       |           |                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-----------|-----------------------|----|
| 免税軽油<br>使用者証番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 自動車<br>第12345号                                                         | 交付年月日 | 6・4・1 | 使用済間<br>期 | 6・4・1 から<br>7・3・31 まで |    |
| 返<br>納<br>免<br>税<br>証                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 交付年月日                                                                  | 用途別種類 | 記号・番号 | 枚数        | 数量                    | 摘要 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 免税軽油使用者証に記載された内容を<br>記入してください。                                         |       |       |           |                       |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ※免税軽油使用者証及び免税証を<br>返納する場合には、当該内容を1枚<br>にまとめて記入してください。                  |       |       |           |                       |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                        |       |       |           |                       |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                        |       |       |           |                       |    |
| 返納理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (例)<br>※有効期間満了のため。<br>※免税軽油を使用しなくなったため。<br>※機械の売却により、免税軽油の引取りがなくなったため。 |       |       |           |                       |    |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 上記のとおり<br/>令和 7 年 4 月 6 日 </div> <div> 免税軽油使用者証<br/>免——税——証<br/>を返納します。 </div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                        |       |       |           |                       |    |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 10px;"> 免税軽油の引取りが<br/>なくなった時や、有効<br/>期間が満了した時等<br/>は、遅滞なく、免税軽<br/>油使用者証の交付が<br/>あった県税事務所へ<br/>当該使用者証を返納<br/>してください。 </div> (宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長 </div> <div style="width: 50%;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> 住所又は事務所若しくは<br/>事業所所在地<br/>業 種 </div> <div> さいたま市浦和区<br/>高砂3丁目15番1号<br/>とび・土工工事業<br/>(株)コバトン<br/>代表取締役 埼玉 太郎<br/>総務担当 埼玉 花子<br/>電話 ( 048-830-XXXX ) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; margin-top: 10px;"> ※申請者が「法人」の場合は、法人名称<br/>及び代表者名を記入してください。 </div> </div> </div> |                                                                        |       |       |           |                       |    |

## 第8 免税軽油使用者等に対する課税・罰則があります

軽油引取税は、いかなる用途に軽油を使用するかに関わらず、原則として、最終的には軽油を使用する方に負担していただいています。

免税軽油使用者が法令に違反した場合は、税負担の公平性を確保するための課税・罰則等の措置が設けられています。

### 1 軽油引取税が課税される場合

#### (1) 免税軽油を譲渡する場合(法第144条の3第1項3号)

事業の休止や廃止等に伴い免税軽油を譲渡するときは、あらかじめ「免税軽油譲渡届出書」を所管の県税事務所に提出します。

また、免税軽油の譲渡の日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税軽油を使用する機械を譲渡や返却するときに、その機械の燃料タンクに免税軽油が残っていた場合、その数量は他の者へ譲渡されるものとして取り扱います。

#### (2) 免税軽油を用途外に消費する場合(法第144条の3第1項4号)

免税軽油は免税軽油使用者証により認められた業種、用途、機械、場所において使用するものですが、認められていない用途・場所等で使用(消費)した場合は、使用した日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税用途であっても、免税軽油使用者証に記載されていない機械に使用した場合も、用途外消費に該当し課税されます。

### 2 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令

免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したときや、県が軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めたときには、交付した免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずる場合があります。

なお、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときとは、例えば、免税軽油を使用する機械や免税軽油使用者証又は免税証を適正に保管することができないとき等が該当します。

### 3 免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則

免税軽油使用者等に次の違反、不正等の行為があった場合は、以下のとおり厳しい罰則規定が設けられています。

免税軽油は、適正に使用し、使用実績について正確に報告してください。

- ・ 免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者  
（法第 144 条の 22 第 1 項）  
→ 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ・ 免税証の譲渡の禁止に違反した者  
（法第 144 条の 25 第 1 項）  
→ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- ・ 免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者  
（法第 144 条の 25 第 2 項）  
→ 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ・ 知事（県税事務所長）の承認を受けずに免税軽油の譲渡を行った者  
（法第 144 条の 26 第 1 項）  
→ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- ・ 知事（県税事務所長）の承認を受けずに免税軽油の譲渡を受けた者  
（法第 144 条の 26 第 2 項）  
→ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- ・ 報告の義務に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者  
（法第 144 条の 28 第 1 項）  
→ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

# 資 料

業種ごとに必要な申請書類とその添付書類などを掲載しています。

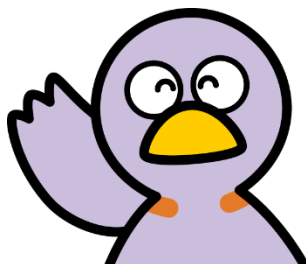
なお、申請書等の様式の一部は埼玉県ホームページ「くらしと県税」(※)にも掲載していますので、ご利用ください。

※<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>

## ○埼玉県ホームページ

「トップページ」→「くらし・環境」→「税金」→「申請・手続き」→「各種申請申告様式のダウンロード」

ご不明な点がありましたら、軽油引取税を所管する県税事務所の軽油引取税担当までお問い合わせください。



埼玉県マスコットキャラクター「コバトン」

## 免税軽油の各種手続一覧

| 内 容                                     | 提 出 書 類 等                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 免税軽油使用者になるための申請を行うとき                  | 免税軽油使用者証交付申請書（第 16 号の 16 の 2 様式）<br>※「石油化学製品製造事業を営む者」は第 16 号の 16 様式を使用すること。<br>※添付書類については、「免税証等交付申請に必要な書類」[44～57 ページ]を参照。 |
| ② 免税証の交付申請を行うとき                         | 免税証交付申請書（第 16 号の 21 様式）<br>※添付書類については、「免税証等交付申請に必要な書類」[44～57 ページ]を参照。                                                     |
| ③ 免税軽油の引取り等に係る報告を行うとき                   | 免税軽油の引取り等に係る報告書（第 16 号の 30 様式）、免税軽油使用機械別稼動実績表、免税軽油貯蔵タンク受け払い状況、免税軽油の引取りを確認できる書類（ <u>納品書及び請求書の写し</u> ）                      |
| ④ 免税軽油使用者証の有効期間が満了し、引き続き免税軽油使用者の申請を行うとき | ※免税軽油使用者証の再申請は①と同様の手続<br>有効期間の満了した免税軽油使用者証、免税軽油使用者証返納書（第 65 号の 6 様式）                                                      |
| ⑤ 免税証又は免税軽油使用者証を返納するとき                  | 免税証又は免税軽油使用者証、免税軽油使用者証・免税証返納書（第 65 号の 6 様式）                                                                               |
| ⑥ 免税軽油使用者証の記載内容に変更（機械の追加・抹消等）があるとき      | 免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、免税軽油使用者証書換申請書、書換える事項を証する書類[20 ページ]を参照。                                                            |
| ⑦ 免税証又は免税軽油使用者証を紛失等したとき                 | 免税証紛失届・免税軽油使用者証滅失届、遺失届出をした警察署名と受理番号を記載した書面、始末書（自己亡失の場合）                                                                   |

## 【免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和7年4月現在）】

免税の対象となる事業用途及び機械は、法令により詳細に規定されています。新規で申請や相談等がある場合には、事前に軽油引取税を所管する県税事務所へお問い合わせください。

なお、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けた「ナンバープレート」を付けている機械は、免税の対象機械となりません。

※2（船舶の使用者）は「免税軽油使用者の手引（船舶用）」を御参照ください。

※5（農業を営む者）は「免税軽油使用者の手引（農業用）」を御参照ください。

| 免税軽油使用者（事業の主体）                                                                                                                                                                                                  | 免 税 用 途                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 石油化学製品製造事業を営む者</b><br><br>法第144条の6<br>施行令43条の6                                                                                                                                                             | 石油化学製品製造事業を営む者の事業場内において、<br>1 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料（ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途<br>2 ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマー粘性低下の用途              |
| <b>2 船舶の使用者</b><br><br>法附則第12条の2の7第1項第1号                                                                                                                                                                        | 船舶の動力源（※一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）の用に供する船舶は、令和7年3月31日まで対象）                                                                                                                              |
| <b>3 自衛隊</b><br><br>法附則第12条の2の7第1項第2号<br>施行令附則第10条の2の2第2項、第3項<br>規則附則第4条の7第1項                                                                                                                                   | 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源                                                                                                                        |
| <b>4 鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者</b><br><br>法附則第12条の2の7第1項第3号<br>施行令附則第10条の2の2第4項、第5項                                                                                                       | 鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものを含む。）の動力源 |
| <b>5 農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者</b><br><br>法附則第12条の2の7第1項第4号<br>施行令附則第10条の2の2第6項、第7項<br>規則附則第4条の7第2項、第3項 | 農業又は林業の用に供する機械並びに農地の造成又は改良及び素材生産の業務の用に供する機械で次に掲げるものの動力源<br>1 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械<br>2 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機                                             |

【免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和7年4月現在）】

| 免税軽油使用者（事業の主体）                                                                                                                                                                                     | 免 税 用 途                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                                               | <p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>         |
| <p>7 生コンクリート製造業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                                                              | <p>生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p> |
| <p>8 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                                                     | <p>削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。以下同じ。）の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p> |
| <p>9 とび・土工工事業で総務省令で定めるもの（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項<br/>規則附則第4条の7第4項</p>                        | <p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>                          |
| <p>10 鉱さいバラス製造業を営む者</p> <p>※ 中小事業者等のみ対象<br/>（少なくとも年に1度、以下の書類の提出が必要になります。）<br/>【提出書類】<br/>ア 法人税申告書（写）<br/>イ 出資関係図（法人税法施行規則第35条第4号に規定する確定申告書の添付書類）</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p> | <p>鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>                                   |

【免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和7年4月現在）】

| 免税軽油使用者（事業の主体）                                                                                                                                                                                                                                               | 免 税 用 途                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>11 港湾運送業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                                                                                                                            | <p>港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>                                                                                                                                                 |
| <p>12 倉庫業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                                                                                                                              | <p>倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>                                                                                                       |
| <p>13 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p>                                                                                                                                                                   | <p>駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積み込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p> |
| <p>14 航空運送サービス業で総務省令で定めるもの（飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項<br/>規則附則第4条の7第5項、第6項</p>                                                                                                    | <p>空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項に規定する空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>                           |
| <p>15 廃棄物処理事業を営む者</p> <p>※ 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者については、中小事業者等のみ対象（少なくとも年に1度、以下の書類の提出が必要になります。）</p> <p>【提出書類】</p> <p>ア 法人税申告書（写）</p> <p>イ 出資関係図（法人税法施行規則第35条第4号に規定する確定申告書の添付書類）</p> <p>ウ 処分及び処理施設設置に係る許可証</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号<br/>施行令附則第10条の2の2第8項</p> | <p>廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>                                                                                        |

【免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和 7 年 4 月現在）】

| 免税軽油使用者（事業の主体）                                                                                                                                                                                                                     | 免 税 用 途                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>16 木材加工業で総務省令で定めるもの（一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）を営む者</p> <p>法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号<br/>施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 8 項<br/>規則附則第 4 条の 7 第 7 項</p>                                  | <p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>                                                                                        |
| <p>17 木材市場業で総務省令で定めるもの（木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、又は経営する事業）を営む者</p> <p>法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号<br/>施行令第 56 条の 57 第 1 項<br/>施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 8 項<br/>規則附則第 4 条の 7 第 8 項</p> | <p>木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>                                                                                        |
| <p>18 堆肥製造業で総務省令で定めるもの（肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 22 条第 1 項の規定により届出がされた同項第 3 号の事業場内で行われるパーク堆肥製造業）を営む者</p> <p>法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号<br/>施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 8 項<br/>規則附則第 4 条の 7 第 9 項</p>                                     | <p>堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第 4 条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>                                         |
| <p>19 索道事業を営む者</p> <p>法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号<br/>施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 8 項</p>                                                                                                                                                 | <p>鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 32 条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p> |

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【鉄道・軌道事業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 鉄道事業法第3条に関する許可書の写し
  - (9) 貨物入替契約書（JR貨物の場合）
  - (10) 私有入替自動車車籍編入契約書等及び私有入替自動車車籍除外契約書等
  - (11) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (12) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (13) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーマーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (14) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (15) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (16) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
- 4 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【林業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 林業経営が確認できるもの（林業経営面積確認書類、作業請負契約書等）
  - (9) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (10) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (11) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (12) 出荷実績・見込数量
  - (13) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (14) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (15) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規則様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 返納書（県規則様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【素材生産業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 前年度の素材生産量が確認できる書類（売買契約書等）
  - (9) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (10) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (11) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (12) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (13) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (14) 作業日報（直近1か月）
  - (15) 役員の住所・氏名一覧表

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

- 上記のほかに次の書類も必要となります
- 1 免税軽油使用者証
  - 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【セメント製品製造業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) セメント製造業経営が確認できるもの（産業標準化法第30条第1項の規定に基づく日本産業規格適合性認証書の写し、製品カタログ等）
  - (9) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (10) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (11) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (12) 製品製造量実績を確認できる書類
  - (13) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (14) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (15) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

- 上記のほかに次の書類も必要となります
- 1 免税軽油使用者証
  - 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 申請期間に係る製品製造見込み量
- 5 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【生コンクリート製造業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 生コンクリート製造業経営が確認できるもの（産業標準化法第30条第1項の規定に基づく日本産業規格適合性認証書の写し、製品カタログ等）
  - (9) 製品製造量実績を確認できる書類
  - (10) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (11) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、  
馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (12) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (13) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (14) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (15) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規則様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 申請期間に係る製品製造見込み量
- 5 返納書（県規則様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【鉱物の掘採事業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 鉱物掘採事業を営んでいることが確認できるもの
    - ・ 鉱業法第63条第2項に基づく施業案及び認可書の写し
    - ・ 採石法第33条に基づく採取計画の申請書及び認可書の写し
    - ・ 砂利採取法第16条に基づく採取計画の申請書及び認可書の写し
  - (9) 鉱物採取実績を確認できる書類
  - (10) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (11) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (12) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーマーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (13) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (14) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (15) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規則様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 申請期間に係る鉱物採取見込み量
- 5 返納書（県規則様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【とび・土工工事業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 一般建設業許可証（とび・土工工事業）
  - (9) 建設業許可申請に係る添付書類のうち様式第4号（使用人数）
  - (10) 工事請負書、請負契約書、請求書（直前の1営業年度分）のうちいずれか1つ
  - (11) 直近3年度分の事業年度終了報告書の写し  
※申請に関わらず事業年度が終了する都度、提出すること。  
・様式1号      ・様式2号（工事経歴書）  
・様式3号（直近3年の各事業年度における工事施工金額）
  - (12) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (13) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、  
馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (14) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (15) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (16) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (17) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる工事（作業）予定表
- 4 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼動別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【倉庫業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 倉庫業法第3条による登録証（許可証）の写し
  - (9) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (10) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (11) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーマーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (12) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (13) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (14) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規則様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
- 4 返納書（県規則様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【貨物利用運送事業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 貨物利用運送事業を行っていることを確認できる書類
    - ・貨物利用運送事業法第3条第1項に基づく第一種貨物利用運送事業の登録を証する書類
    - ・貨物利用運送事業法第20条に基づく第二種貨物利用運送事業の許可証の写し
  - (9) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (10) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (11) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (12) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (13) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (14) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【廃棄物処理事業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく許可証写し等
    - ア 一般廃棄物
      - ・ 廃棄物処理法第7条第1項又は同4項に基づく市町村長の許可証（写し）
      - ・ 市町村長との委託契約書の写し
    - イ 産業廃棄物
      - ・ 廃棄物処理法第14条第1項又は同4項に基づく都道府県知事の許可証（写し）
  - (9) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (10) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、  
馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (11) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (12) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (13) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (14) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
- 4 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼動別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【木材加工業】

埼 玉 県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 木材加工売上実績を確認できる書類（明細）
  - (9) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (10) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (11) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (12) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (13) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (14) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

- 上記のほかに次の書類も必要となります
- 1 免税軽油使用者証
  - 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 申請期間に係る木材加工見込み量
- 5 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【木材市場業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 木材売買方法を確認できる書類  
共販規定、開催計画、開催通知、せり売り又は入札の穂率がわかるもの等
  - (9) 木材市場における売上実績を確認できる書類
  - (10) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (11) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、  
馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (12) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーメーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (13) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (14) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (15) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
  - (4) 申請期間にかかる作業予定表
- 4 申請期間に係る木材売買見込み量
- 5 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【バークたい肥製造業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 肥料取締法第22条第1項の規定により、特殊肥料の生産業者として都道府県知事に届け出をしていることが確認できる書類
  - (9) バークたい肥製造実績が確認できる書類
  - (10) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (11) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、  
馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (12) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーマーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (13) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (14) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (15) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
- 4 申請期間に係るバークたい肥製造見込み量
- 5 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

# 免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

## 【索道事業】

埼玉県

### ★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- 2 誓約書（法規第16号の18様式）
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿謄本
  - (2) 役員の住所・氏名一覧表
  - (3) 定款
  - (4) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合）
  - (5) 直近3年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
  - (6) 会社案内（パンフレット）
  - (7) 機械の定置場の案内図
  - (8) 索道事業経営免許状
  - (9) 索道台帳
  - (10) 申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）  
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
  - (11) 申請機械の仕様書（カタログ等）
    - ア エンジンについては、馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式を確認できるもの
    - イ 機械については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
  - (12) 申請機械の写真
    - ①機械全体（前・横・後）、②型式、③シリアルナンバー（登録プレート）、④アワーマーターが確認できるもの※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。
  - (13) 軽油等の貯蔵設備を所有している場合は、当該設備の使用状況がわかる書類
  - (14) 免税用途機械の検査記録票（労働安全衛生法第45条に定める検査）
  - (15) 作業日報（直近1か月）

### ★ 免税軽油使用者証の継続申請

- 上記のほかに次の書類も必要となります
- 1 免税軽油使用者証
  - 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

### ★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 添付書類
  - (1) 免税軽油使用実績集計表・使用見込集計表
  - (2) 機械別免税軽油使用見込表
  - (3) 機械別免税軽油使用実績表（過去6か月分）
- 4 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

### ★ 免税軽油の引取り等に係る報告（報告義務：法第144条の27）

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械稼働別実績表
- (3) 免税軽油の納品書及び請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

軽油引取税を所管する県税事務所のご案内

| 県 税 事 務 所 名 ・<br>所 在 地 ・ 連 絡 先                                                                                                           | 申 請 を さ れ る 個 人 又 は 法 人 の<br>住 所 、 事 務 所 所 在 地                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>自動車税事務所</b><br><b>軽油引取税・広域事案調査・諸税担当</b><br><br>〒330-0844<br>さいたま市大宮区下町3-8-3<br>( Tel : 048-641-5441 (直通)<br>Fax : 048-641-0511 )      | さいたま市（岩槻区を除く。）、<br>川口市、鴻巣市、上尾市、<br>蕨市、戸田市、桶川市、<br>北本市、伊奈町                                                                           |
| <b>川越県税事務所</b><br><b>軽油引取税担当</b><br><br>〒350-1124<br>川越市新宿町1-17-17<br>ウェスタ川越公共施設棟3階<br>( Tel : 049-242-3464 (直通)<br>Fax : 049-242-9624 ) | 川越市、所沢市、飯能市、東松山市、<br>狭山市、入間市、朝霞市、志木市、<br>和光市、新座市、富士見市、坂戸市、<br>鶴ヶ島市、ふじみ野市、日高市、<br>三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、<br>嵐山町、小川町、川島町、吉見町、<br>鳩山町、ときがわ町 |
| <b>熊谷県税事務所</b><br><b>軽油引取税担当</b><br><br>〒360-8501<br>熊谷市末広3-9-1<br>( Tel : 048-523-2804 (直通)<br>Fax : 048-525-9133 )                     | 熊谷市、秩父市、本庄市、<br>深谷市、横瀬町、皆野町、長瀨町、<br>小鹿野町、東秩父村、美里町、<br>神川町、上里町、寄居町                                                                   |
| <b>春日部県税事務所</b><br><b>軽油引取税担当</b><br><br>〒344-8555<br>春日部市大沼1-76<br>( Tel : 048-737-2228 (直通)<br>Fax : 048-737-2287 )                    | さいたま市岩槻区、行田市、<br>加須市、春日部市、羽生市、<br>草加市、越谷市、久喜市、八潮市、<br>三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、<br>白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町                                           |

◎県税事務所の地図等の詳細な情報はこちらから◎

埼玉県 HP「税の相談窓口」 : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-5-2.html>

# M E M O

M E M O

「免税軽油使用者の手引」

平成 2 9 年 4 月 初版発行

令和 3 年 4 月 第 2 版発行

令和 4 年 4 月 第 3 版発行

令和 5 年 7 月 第 4 版発行

令和 6 年 4 月 第 5 版発行

令和 7 年 4 月 第 6 版発行

編集・発行 埼玉県総務部税務課課税担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL (048) 830-2658 (直通)